建設リサイクル法第10条に基づく届出に係るお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第10条に基づく届出については、**当面の間、郵送による届出が可能**となりましたのでお知らせいたします。

【注意事項】

- ●副本の返却及び届出済シールの交付を行うため,返信用封筒(切手を貼付)を同封してください。
- ●届出は、工事に着手する日の7日前までにしなければなりません。郵送による提出の場合、届出書が提出先 に到着した日が受理日となりますので、余裕をもった提出をお願い致します。
- ●提出先は、工事場所により異なります。郵送による送付先は、下記のとおりです。

± r=++	+n 小 - ==	有款 = 1.	75 /5 Alb
市町村	担当課	電話	所在地
常陸太田市		0004 00 0044 (+)	巻は十四十山下町4110
常陸大宮市	県北県民センター建築指導課	0294-80-3344(直)	常陸太田市山下町4119
大子町			
笠間市			
那珂市			
小美玉市	土木部都市局建築指導課		, ,
茨城町	果央建築指導室 	029-301-4784(直)	水戸市笠原町978-6
城里町			
大洗町			
東海村			
鹿嶋市			
潮来市			
鉾田市	鹿行県民センター建築指導課	0291-33-4114(直)	鉾田市鉾田1367-3
神栖市			
行方市			
石岡市			
龍ヶ崎市			
牛久市			
守谷市			
稲敷市			
かすみがうら市	県南県民センター建築指導課	029-822-7079(直)	土浦市真鍋5-17-26
つくばみらい市			
美浦村			
阿見町			
河内町			
利根町			
筑西市			
結城市			
下妻市			
常総市			
坂東市	県西県民センター建築指導課	0296-24-9154 (直)	筑西市二木成615
桜川市			
八千代町			
五霞町			
-36 PJ			

※工事場所が特定行政庁管轄内(水戸市,日立市,土浦市,古河市,高萩市,北茨城市,取手市,つくば市,ひたちなか市)の場合は取扱いが異なりますので、各特定行政庁へお問い合わせください。